

平成29・30年度

足寄町建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引き

－建設工事の請負・設計等の委託－

平成28年12月

足寄町

目 次

はじめに	1
第1 資格審査申請にあたっての留意事項	2
1 受付期間	2
2 受付の場所と時間	2
3 資格の有効期間	2
4 審査基準日	2
5 共通資格要件	2
6 資格の種類ごとの要件	3
7 資格の格付け	4
8 資格審査の結果	4
9 資格の消滅	4
第2 提出書類について	5
第3 記載要領及び書類説明	6
1 《市町村用》建設工事等入札参加資格申請書	6
2 同意書【様式13】	6
3 年間委任状【様式14】	6
4 誓約書【様式15】	6
5 営業証明書	6
6 損益計算書及び貸借対照表の写し	6
7 確定申告書の写し	6
8 納税証明書	7
9 浄化槽工事業に係る登録・届出の証明書の写し	7
第4 経営事項審査について	7
第5 申請内容の変更について	7
別表1 資格の種類	8

はじめに

この申請手続きは、平成29年度及び平成30年度に足寄町が実施する建設工事の請負及び設計等の委託に係る競争入札に参加を希望する方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。資格審査の結果、資格者になりますと、平成29年度及び平成30年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

申請書を記入の際は、この手引きをよくお読みになり、誤りのないように記載の上、申請書を提出してください。

なお、資格を有することにより、自動的に、又は直ちに発注があるということではありませんので、ご留意願います。

この手続きで申請できる資格は、**建設工事等**に係るものです。

申請書	契約の種類	資格の種類	
建設工事等	建設工事の請負契約	土木工事	管工事
		舗装工事	塗装工事
		鋼橋上部工事	道路標識設置工事
		建築工事	機械器具設置工事
		電気工事	造園工事
	設計等の委託契約	土木施設物の設計	技術資料作成
		建築物の設計	測量
		地質調査	道路清掃

建設工事等以外の資格審査を申請する場合は、別に申請が必要です。

第1 資格審査申請にあたっての留意事項

1 受付期間

- 定期申請 平成29年2月1日から平成29年2月28日まで（郵送可 消印有効）
- 随時申請 平成29年4月1日から平成31年1月31日まで（郵送可）

2 受付の場所と時間

場所 足寄町役場2階 総務課契約財産室 北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
TEL 0156-25-2141 FAX 0156-25-2488

時間 9:00~11:30、13:00~16:30

（土日祝祭日を除く。郵送可。消印有効。）

※注1 定期申請においては、受付期間を厳守してください。なお、締め切り間近は大変混み合いますので、早期申請のご協力をお願いします。

定期申請の受付期間を過ぎた場合は、随時申請での受付となります。

※注2 受領書が必要な場合は各自で用意してください。（受領書は任意の様式で構いませんが、足寄町の公式ホームページにも参考の様式があります。）

また、受領書の郵送を希望する場合は、返信に必要な額面の切手を貼付した封筒又はハガキを各自で用意して、申請書と一緒に提出してください。

※注3 記載内容の誤りや添付書類に不足等があった場合に、書類の内容についての説明や再提出を求められることがありますので、ご協力願います。

3 資格の有効期間

- 定期申請 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
- 随時申請 登録のあった日から平成31年3月31日まで

4 審査基準日

- 定期申請 平成29年1月1日
- 随時申請 申請する月の初日

5 共通資格要件

申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。

(1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定（次に掲げる事項）に該当しない者であること。

ア 未成年者、成年被後見人、被補佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被補佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

イ 破産者で復権を得ない者

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 足寄町町税

イ 本店が所在する市町村税（足寄町町税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

エ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

オ 消費税及び地方消費税

(4) 税の納付状況を確認することについて、同意している者であること。

6 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりです。

(1) 土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事及び造園工事

アからエまでのいずれにも該当していること。

ア 審査基準日において、それぞれの資格に対応する建設業の許可（8ページの別表1を参照してください。）のうち、いずれかを有する建設業者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。

イ それぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、総合評定値（P点）の通知を受けており、かつ、その通知が審査基準日において有効なものであること。

ウ イの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、完成工事高があること。

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び道路清掃

アからイまでのいずれにも該当していること。

ア 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 審査基準日の直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

(3) 建築物の設計

アからウまでのいずれにも該当していること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第25条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 審査基準日の直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

(4) 測量

アからウまでのいずれにも該当していること。

ア 測量法（昭和26年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 審査基準日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 審査基準日の直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。

7 資格の格付け

建設工事入札参加資格者について、経営事項審査の結果等により必要に応じて、建設工事種別ごとに工事予定価格に対応する等級に格付けします。

8 資格審査の結果

- (1) 資格審査の結果、資格を有するものと認定した申請者については、「競争入札参加資格者名簿」に登録いたします。
- (2) 資格要件を満たさない等の疑義が生じた場合は、申請者にその旨を連絡いたします。なお、連絡がない場合には、競争入札参加資格者名簿に登録されているものとご理解願います。
- (3) 競争入札参加資格者名簿の登録番号につきましては、受付時に交付する書類に記載している受付番号と同じ番号です。

9 資格の消滅

入札参加資格者が、次のいずれかに該当したときは、当該資格は消滅するものとします。

- (1) 申請書等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったことが判明したとき。
- (2) 資格者が、第1－5及び第1－6の資格要件（税金に係る資格要件及び従業員の数に係る資格要件を除く。）を満たさなくなったとき。

第2 提出書類について

申請にあたっては、次表に掲げる書類を番号順に並べて提出してください。

◎：必ず提出する書類 ○：該当する場合提出する書類

並順	提出書類	法人		個人		摘要
		工事	設計	工事	設計	
1	《市町村用》建設工事等入札参加資格申請書	/	/	/	/	社団法人北海道土木協会発行
	建設工事等競争入札参加資格審査申請書	◎	◎	◎	◎	【土木協会 様式1】
	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し	◎	-	◎	-	【土木協会 様式2】 建設工事の資格審査申請の場合
	工事(事業)経歴書	◎	◎	◎	◎	【土木協会 様式3】
	工事経歴書集計表	◎	-	◎	-	【土木協会 様式3の2】 建設工事の資格審査申請の場合
	技術者名簿	◎	◎	◎	◎	【土木協会 様式4】
	代表者身分証明書（写し可）	-	-	◎	◎	【土木協会 様式5】 申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行されたもの
	登記事項証明書（写し可）	◎	◎	-	-	【土木協会 様式6】 申請書提出日前3か月以内に法務局から発行された履歴事項全部証明書
	許可・登録証明書（写し可）	◎	○	◎	○	【土木協会 様式7】 建設業許可通知書 建設業許可申請書別表の写し 測量業者登録通知書の写し 建築士事務所登録を証する書類の写し その他の登録に係る登録通知書の写し
	建設業退職金共済組合等の加入・履歴証明書の写し	○	○	○	○	【土木協会 様式8】 従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合
	建設工事入札参加資格審査申請書付票	◎	-	◎	-	【土木協会 様式9】 建設工事の資格審査申請の場合
	設計等入札参加資格審査申請書付票	-	◎	-	◎	【土木協会 様式10】 設計等の資格審査申請の場合
2	同意書	◎	◎	◎	◎	【様式13】 町税等の納付確認の同意書
3	年間委任状	○	○	○	○	【様式14】 年間委任する場合
4	誓約書	◎	◎	◎	◎	【様式15】 全ての申請者
5	営業証明書（写し可）	-	-	◎	◎	申請書提出日前3か月以内に市区町村長から発行されたもの
6	損益計算書及び貸借対照表の写し	-	◎	-	-	審査基準日直近の1事業年度分
7	確定申告書の写し	-	-	-	◎	審査基準日直近の1事業年度分
8	納税証明書（写し可）	◎	◎	◎	◎	申請書提出日前3か月以内に発行されたもの ①足寄町税（町内で課税されている場合のみ） ②消費税及び地方消費税
9	浄化槽工事業に係る登録・届出の証明書の写し	○	-	○	-	浄化槽工事業者の場合
10	返信用封筒又はハガキ	○	○	○	○	郵送申請で受付受領書の返送が必要な場合。 ※返送に必要な額面の切手を貼付してください。

※お願い：書類はホチキス留めをしないで、クリップ等でまとめて提出してください。紙ファイルで綴じる必要はありません。

第3 記載要領及び書類説明

1 《市町村用》建設工事等入札参加資格申請書

足寄町では、建設工事等の競争入札参加資格審査申請書の一部に社団法人北海道土木協会発行の「市町村用」を採用しております。

- (1) 社団法人北海道土木協会発行の「市町村用」は各申請者で用意してください。
- (2) 「市町村用」の記載方法等については、同協会発行の「申請の手引」を参照してください。
- (3) 様式番号順に並べて提出してください。
- (4) 「市町村用」発行先

{	社団法人北海道土木協会 〒060-0003札幌市中央区北3条西7丁目1番地緑苑ビル3F 電話011-271-3681（代表） F A X 011-271-7656	}
---	--	---

2 同意書【様式13】

すべての申請者において提出が必要です。

町税等を滞納し、納付について著しく誠実性を欠く滞納者に対して、滞納を防止するための制限措置を講ずるため、申請者及び受任者の町税等の納付状況を確認することに同意していただくものです。必要事項を記入のうえ、実印を押印してください。

3 年間委任状【様式14】

- (1) 受任者を有している場合は作成してください。
- (2) 本様式によらなくとも、必要事項が記載されていれば、独自の様式で構いません。

4 誓約書【様式15】

すべての申請者において作成が必要です。

- (1) 所在地、商号及び代表者氏名……申請書に記載した申請人の所在地等を記入してください。
- (2) 実印……申請書又は委任状に使用した代表者の実印を押してください。

5 営業証明書（写し可）

申請者が個人の場合は、申請書提出日前3か月以内に市区町村長が発行したものを提出してください。

6 損益計算書及び貸借対照表の写し

申請者が法人の場合は、審査基準日直近の1事業年度分のを提出してください。
(建設工事のみに登録を希望する場合は、提出不要です。)

7 確定申告書の写し

申請者が個人の場合は、次の書類を提出してください。

- ア 青色申告書を提出した方……確定申告書、資産負債調及び損益計算書
- イ その他の方……確定申告書、営業収支の状況が明示されている書類

8 納税証明書（写し可）

(1)市町村税並びに(2)消費税及び地方消費税について、申請書提出日前3か月以内に発行された納税証明書を提出してください。

(1) 市町村税

足寄町に対して納税義務のある場合は足寄町町税に全ての滞納がないことの証明書を、それ以外の場合は、2の同意書を提出している場合に限り、本店が所在する市町村（東京都25区を含む。）の税に滞納がないことの証明書の提出を省略することができます。

～足寄町の納税証明について～

①納税証明書の請求窓口

・住民課税務室（役場庁舎1階）

②手数料 300円

③本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。

④納税証明についての問い合わせ先 住民課税務室 電話0156-25-2141（内線237）

(2) 消費税及び地方消費税

ア 税務署が発行したものを提出してください。

イ 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、「その3」（「その3の2」又は「その3の3」でも可）です。

9 浄化槽工事業に係る登録・届出の証明書の写し

浄化槽工事業者については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく浄化槽工事業に係る北海道知事の登録（同法第21条）又は北海道知事への届出（同法第33条）を証する書類の写しを提出してください。

第4 経営事項審査について

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、当該公共工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない（建設業法施行規則（昭和26年建設省令第14号）第18条の2）こととなっています。したがって、足寄町の建設工事の競争入札参加資格者名簿は定期申請の場合2年間有効ですが、足寄町と直接請負契約を締結できるのは、直前の事業年度の終了の日から1年7か月の間に限られることから、毎年建設工事を足寄町から直接請け負おうとする場合は、直前の事業年度の終了の日から1年7か月の間の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受ける必要がありますので、ご留意願います。

第5 申請内容の変更について

資格の有効期間内に、申請内容に変更があったときは、競争入札参加資格審査申請書変更届【土木協会様式12】にその事実を証する書類を添付して、届け出てください。（郵送可）

なお、建設業の許可及びその他の登録等に関する事項の単純更新についても、変更の届出が必要です。

ただし、経営事項審査の更新については、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページにおいて最新の結果が確認できる場合に限り、紙面での届け出は必要ありません。

別表1 資格の種類

I 建設工事

資格の種類	左の資格に対応する建設業の許可	主な工事の内容
土木工事	土木工事業	一般土木、農業土木、森林土木のほか、橋梁下部工事、簡易橋、しゅんせつ工事及びPSコンクリート工事を含まれます。
	とび・土工工事業	
	石工事業	
	しゅんせつ工事業	
	水道施設工事業	
舗装工事	舗装工事業	アスファルト舗装等のほか簡易舗装も含まれます。
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	鋼橋製作者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、庄板工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事を含まれます。
建築工事	建築工事業	鉄骨、鉄筋コンクリート、ブロックによる建築工事及びその他の建築工事をいいます。
	大工工事業	
	左官工事業	
	とび・土工工事業	
	石工事業	
	タイル・れんが・ブロック工事業	
	鋼構造物工事業	
	防水工事業	
	内装仕上工事業	
	建具工事業	
	清掃施設工事業	
	屋根工事業	
	板金工事業	
	ガラス工事業	
鉄筋工事業		
電気工事	電気工事業	屋内外電気設備及び幹線工事、弱電工事、電気通信工事及び道路の信号機、発電設備、照明設備等も含まれます。
	消防施設工事業	
	電気通信工事業	
管工事	管工事業	屋内外給排水、冷暖房、ガス、消化、空気調和、衛生設備、上水道のための施設工事をいいます。
	水道施設工事業	
	消防施設工事業	
	清掃施設工事業	
	さく井工事業	
	熱絶縁工事業	
塗装工事	塗装工事業	一般塗装のほか、道路の線引き等も含まれます。
道路標識設置工事	とび・土工工事業	一般路側標識の設置をいいます。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	ゲート、揚排水機、ポンプ、エレベーター、エスカレーター等機械器具の設置をいい、特殊大型標識等も含まれます。
	鋼構造物工事業	
造園工事	造園工事業	整地、植栽等による公園、緑地等の築造をいいます。

II 設計等

資格の種類	左の資格に必要な登録	主な業務の内容
土木施設物の設計		土木施設物の設計をいいます。
建築物の設計	一級建築士事務所	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含まれます。
	二級建築士事務所	
	※建築設備設計のみの場合を除く	
地質調査		地質又は土質の調査をいい、計測も含まれます。
技術資料作成		他の資格以外の建設工事に関連するコンサルタント業務で、コンピュータを用いた高度な技術資料を作成する業務、申請書作成業務、台帳補正、竣工平面図作成業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等をいいます。
測量	測量業者	一般測量のほか、航空測量も含まれます。
道路清掃		機械器具等を使用した側溝、路面の清掃をいいます。

足寄町役場 総務課契約財産室

〒089-3797

北海道足寄郡足寄町北1条通4丁目48番地1

☎ 0156-25-2141 (内線342)

FAX 0156-25-2488 (代表)

公式HP <http://www.town.ashoro.hokkaido.jp>